

特別養護老人ホーム千両荘 介護保険サービス利用料金表

令和3年4月1日～

要介護度		基本サービス単位	加算単位	利用者実費負担
従来型介護・従来型多床室	要介護1	573単位/日	日常生活継続支援加算 看護体制加算(I) 看護体制加算(II) 夜間職員配置加算(III) 個別機能訓練加算(I) 栄養マネジメント強化加算 生活機能向上連携加算(I) 口腔衛生管理加算(I) 排せつ支援加算(I) 褥瘡ケアマネジメント加算(I) 精神科医師定期的療養指導加算	食費 居住費 個室 多床室 理容代 貴重品管理料 医療費 その他日用品
	要介護2	641単位/日		
	要介護3	712単位/日		
	要介護4	780単位/日		
	要介護5	847単位/日		
			療養食加算 初期加算 外泊治費用 配置医師緊急時対応加算 早朝・夜間 深夜 口腔衛生管理加算(I) 排泄支援加算(I) 褥瘡マネジメント加算(I) 看取り看護加算 (死亡日以前31日～45日) (死亡日以前4～30日) (死亡日前日・及び前々日) (死亡日)	
※介護職員処遇改善加算(I) 介護保険給付対象分の8.3%				
※介護職員特定処遇改善加算(II) 介護保険給付対象分の2.7%				

介護保険給付対象となる単位数表	基本となる施設サービス利用単位数		単位数(1日)	
	多 床 従 室 室 来 ・ 型 個	要介護1		573
		要介護2		641
		要介護3		712
		要介護4		780
		要介護5		847
	施設の体制等に基づく加算サービス単位数			
	日常生活継続支援加算	1日につき	36	
	看護体制加算（Ⅰ）	1日につき	4	
	看護体制加算（Ⅱ）	1日につき	8	
	夜間職員配置加算（Ⅲ）	1日につき	16	
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	1日につき	12	
	栄養マネジメント強化加算	1日につき	11	
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	100	
	配置医師緊急時対応加算	1回につき（早朝・夜間）	650	
		1回につき（深夜）	1300	
	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1月につき	90	
	排せつ支援加算（Ⅰ）	1月につき	10	
	褥瘡ケアマネジメント加算（Ⅰ）	1月につき	3	
	精神科医師定期的療養指導加算	1日につき	5	
療養食加算	提供時1食につき（日最大3食）	6		
初期加算	入所30日間1日につき	30		
看取り介護加算	死亡日以前31～45日の期間	72		
	死亡日以前4～30日の期間	144		
	死亡日前日及び前々日	780		
	死亡日	1580		
外泊時費用（1月6日限度）	1日につき	246		
	在宅サービスを利用した場合	560		
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス単位数と加算単位数の合計単位数の8.3%相当の単位数			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス単位数と加算単位数の合計単位数の2.7%相当の単位数			

《介護給付対象のサービス利用料の計算》

- ① [(要介護度別基本施設サービス単位数＋施設の体制等に基づく加算サービス単位数＋介護職員処遇改善加算単位数＋介護職員特定処遇改善加算単位数)×地域区分単位単価]の1割もしくは2割、3割。
- ② 地域区分単位は1単位＝10.14円(豊川市は7等級)
- ③ ①による利用料は月の合計で計算し、1円未満は切り捨てとなります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から令和3年9月までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。